



「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、左官工事を行う社長さんで、「現場に出るのに、元請けから労災保険に入るように言われた」ということでした。

社長さんに確認したところ、労働者を雇わず、一人で仕事をされているということでしたので、労災保険の一人親方等の特別加入制度を紹介しました。

名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 寛 百合子

一人親方の労災保険特別加入について

労災保険とは、仕事上または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して必要な保険給付を行う国の保険です。しかし、給付対象が労働者となり、社長、法人会社、社員の役員、個人、同居家族、一人親方の皆さんには使えません。労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に對して、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

一人親方の特別加入の手続きですが、まず行政が認可した自営業者組合に加入いただき、次に加入者に特別加入の給付基礎日額を決めていただきます。

また、平成25年9月1日より22,000円・24,000円・25,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択できるようになりましたが、同年8月までに加入された方は、平成25年9月1日より22,000円・24,000円・25,000円・3,500円・4,000円・5,000円・8,000円・9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択することができます。また、平成25年9月1日より22,000円・24,000円・25,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択することができます。また、平成25年9月1日より22,000円・24,000円・25,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択することができます。

表1 特別加入者の給付基礎日額

給付基礎日額				
3,500円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円
8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円		
22,000円	24,000円	25,000円	（平成25年9月1日から適用）	

（厚生労働省ホームページより）

表2 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6カ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6カ月以上	有機溶剤中毒健康診断

（厚生労働省ホームページ『特別加入制度のしおり』より）

ます。給付基礎日額は、3500円より25,000円までの16等級（詳しくは表1をご覧ください）があります。3,500円・4,000円・5,000円・8,000円・9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択することができます。また、平成25年9月1日より22,000円・24,000円・25,000円（平成25年9月1日から適用）の給付基礎日額を選択することができます。

で、給付基礎日額の変更を希望される方は、平成26年度からとなります。なお、保険料は給付基礎日額の1000分の19となっており、次に表2に記載されている業務に、それぞれ定められた期間を越えて従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に、健康診断を受ける必要があります。なお、加入時健康診断にかかる費用は国が負担します。仕事・通勤上の事故

は、本人がどんなに気をつけていても、いつ起きるか分かりません。事故が起きてからでは遅いのです。事故の後で特別加入しても給付の対象になりません。事前加入をお勧めします。当協会では、建設自営業者組合にて加入手続きを行っています。加入申込書、保険料・委託手数料等をご用意いただけます。翌日からの適用となるよう迅速な手続きを行っています。安心してお仕事に専念できます。ぜひ、ご来館、お電話（052-962-0421）をお待ちしています。当協会ホームページにおいてもご案内しています。また、当協会では12月を「労災保険特別加入推進旬間」とし、関連事業として11月29日に「建設業 協力会社 総合対策セミナー」を開催いたします。詳しくは、本誌と同封の案内をご覧ください。